



# 令和7年度の定期報告の取り扱いについて

## ■ 調査・検査方法

国土交通省告示第974号および第53号「定期調査(点検)報告の調査・点検の項目、方法および結果の判定基準等の改正」が7月1日に施行されます。

兵庫県ならびに県内の特定行政庁(神戸市を除く)では、建物所有者の負担軽減等の観点から、特定建築物・建築設備・防火設備の定期報告の調査・検査の方法については、以下の通りになります。

- 1 特定建築物 防火設備は**従前通り常時閉鎖扉の状況**は原則特定建築物で調査を行っていただきます。
  - (1) **換気設備、可動式防煙壁、排煙設備、非常用照明の作動の状況等**は原則特定建築物で**従前通り調査**いただきます。
  - (2) 常時閉鎖防火設備(常閉防火扉)については、以下に掲げる**各階の主要なもの**が調査対象です。
    - ① 避難経路に設けられたもの
    - ② 吹き抜きに面して設けられたもの
    - ③ 日常の通行が多く開閉作動の頻度が高いもの
    - ④ その他安全上必要なもの
  - (3) 新たに**スプリンクラー設備(大規模木造建築物に限る)**の調査が追加され、設置の状況の調査について特定建築物にて報告いただきます。
  - (4) 非常用エレベーターの作動の状況は **昇降機の定期検査報告** の区分に変更されました。
- 2 建築設備 指定の建築規模、設備ならび報告種別、検査方法に変更はありません。
- 3 防火設備 指定の建築規模、防火扉ならび報告種別、検査方法に変更はありません。

## ■ 報告様式について

国土交通省告示改正により、**令和7年7月1日**よりご提出いただく様式は、**以下の様式**でご提出ください。

○特定建築物：特定行政庁が定める様式

○建築設備ならび防火設備：告示改正後の様式

なお、調査・検査を**令和7年6月30日までに実施された物件**については、改正前の調査方法で実施されるため**改正前(従前)の様式**でご提出いただくこととなりますのでご注意ください。

改正告示に対応した様式は**令和7年6月中旬**公開予定です。今しばらくお待ちくださいますようお願いいたします。

## ■ 報告時期とお願い

- 1 今年度は**報告開始時期が特定行政庁によって異なります**。詳細は「特定行政庁別報告期間一覧」をご覧ください。
- 2 定期報告書提出にあたり、様式改正の関係から、報告書の提出は**7月以降にご提出**くださいますようお願いいたします。
- 3 様式改正に伴うシステム改修の都合上、**オンラインによる報告は7月1日より受け**ます。